

第3回「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会【概要】

1 開催日時:令和3年(2021年)10月15日(金)10:00~12:00

2 開催場所:県庁新館4階教育委員会室

【開会】

教育委員会事務局生涯学習課長 挨拶

【議題「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」素案について】

資料1「『(仮)滋賀県読書バリアフリー計画』素案(概要版)」について事務局説明

(1)目指す姿について

委員:前回懇話会での意見等を素案に反映していただき、御礼申し上げます。目指す姿について、思いとかはすごくよくわかるが、やはり誰もがわかりやすい表現のほうがよりいい気がする。「障害の有無にかかわらず」は「誰もが」、「生涯にわたって」は「いつまでも」と表現してはどうか。それから「読書の喜びを享受」は表現が堅い気がする。もし置き換えるなら、例えば「本とともに生活できる」とか、「本のある生活ができる」とわかりやすい表現に変えた方がいいのでは。

委員:確かに目指す姿の「喜びを享受」はわかりづらい。読書の喜びや楽しみが続けられる、というような言葉、今、代わりの言葉は思いつかないが、「享受」という言葉は難しいと思う。

委員:前回懇話会での意見を反映いただいてすごくありがたい。前回お伝えした中に、「読書を通して生活を豊かにしていく」というようなことを言ったかと思う。(言葉の)最後が「享受する滋賀」となっているので、どうしても滋賀が主体という形になるが、例えば障害のあるなしにかかわらず、人が主体になるのであれば、「生活を豊かにしていく」といった終わり方が望ましいかもしれない。「享受する滋賀」には少し違和感があるが、その辺りは事務局で考えていただければ。

委員:先ほどのお話を伺い、盲ろう者としては、少し合わないなと感じる部分がある。盲ろう者は聞くことが出来ない。本を読む場合も、日本語の文章が苦手な方もおられる。見えないので点字、となっても、点字が苦手な方もおられる。実際、点字が使える方は少ない。

9月に参加した読書バリアフリーのシンポジウムでの話がとてもよかった。聞こえないということについて、手話は表現する言葉であるという話だったので、わかりやすい言葉を選んでいただけるといい。

また、読書では画像を見たりすることがあるが、私には出来ない。シンポジウムでは、実物を

触るのがよいという話が出ていて、それが一番自分に合っているのではないかと感じている。本だけではなく実物を含むようなことを考えていただきたいと思う。

委員:ちょっと全体に堅いというのは私も同じ意見。主語は誰か、また、誰に向かって言っているのかについては、「県民誰もが」「県民の全てが」という言葉が恐らく省略されているのだと思う。そういう意味では、「障害の有無にかかわらず」という言葉を書くことの意味はよく分かるが、「県民誰もが」というような言葉で表しても問題がないのであれば、そのようなニュアンスでよいと思う。

全体に言葉が堅いということもあるが、言葉それぞれに持たせている意味や定義をしっかりとっておかないと、文章として正確でなくなったり誤解を与えたり、意味がわからなくなったりしているところが出てるように感じる。余りにも注がたくさん付くと煩わしい感じにはなるが、「ここではこういう意味で使っている」ということをできるだけ分かりやすく、かつ、この計画の性格上、やさしい日本語で書かれると良いのではないか。

委員長:目指す姿については、誰もがわかる言葉で表現したほうがよい、人を主体とした文章に直したほうがいいのではないかという意見が出ているが、他にもあれば。

委員:第3章の本文に、「読書バリアフリーの環境整備に当たっては、視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題を踏まえつつ、これら本県が誇る強みを活かし」とあるが、本県が活かす強みとは具体的に何か。また、「現状と課題」について、前回の懇話会でも言ったが、滋賀県における現状と課題は、まだ十分把握し切れていないのではないか。全国的な調査を踏まえての計画ならいいが、各地域に沿った基本計画を立てるのであれば、滋賀県の現状と課題をもう少し具体的に調査し、ここに生かす必要があるのではないか。

委員長:まず「本県が誇る強み」を事務局に説明いただきたい。

事務局:本県における強みとは、図書館関係のネットワーク、県立図書館と県内公共図書館のネットワークの部分と、福祉の分野における、これまでの先駆的な取組を施策につなげてきた歴史と考えている。これらを滋賀県の強みとして今後も活かしながら読書バリアフリーに向けた環境整備に努めていきたいという意味を込めて記載したもの。

委員長:滋賀県の現状と課題の把握については、もう少し後に出てくるので、後ほど説明いただくこととする。

(2)基本方針について

委員:修正いただいたが、まだ当事者からの目線が足りない。[そろえる]、[とどける]、[ささえる]と、どうしても支援者からの目線だけだと感じる。どういう言葉に変えるとよいか今は思いつかないが、基本方針全てが支援者目線になっている気がする。

もう一つ、「ネットワークを活かしてつながる」と、全体を通しての言葉が入ったのはいいと思うが、「つながる」の中には、当然「利用者もつながる」という部分があると思う。この基本方針の言葉だけ見ると、利用者と支援者がつながっていることが見えず、支援者側だけがつながるような感じがする。利用者が読めるようになる、というような言葉が入ってくるとよい。

委員長:大きな方針として「つながり」というのはよいが、少し言葉が足りない。利用する当事者が、このネットワークでつながる、例えば自分たちができる、読めるということを表すよい言葉があれば。

委員:表現として、[そろえる]、[とどける]、[ささえる]はわかりやすいキャッチフレーズ。このキャッチフレーズを前に持ってくると、よりインパクトが出る。「書籍等の充実」等を後ろに持ってきて、キャッチフレーズの説明とするとわかりやすいのではないだろうか(そろえる 書籍等の充実 のように順番を入れ替える)。

また、この計画は行政の計画なので、県なり市町なりの行政がすることが書かれているので、どうしても行政側からの発信・視点が多くなり、当事者の立場が書ききれていないことから、当事者が加わっていないように感じられるのだと思う。(当事者と行政の)双方向の視点が必要ではないか。例えば「つながる」は「つながりあう」、書籍等の提供については「とどけあう」等。書籍等の活用支援については[ささえる]だけでなく、[ささえあう]のような、双方向の視点を持った表現にされるのも一つと考える。

委員:自分の所属団体も知的や発達障害を持つ子どもたちが多く、言葉がわかりやすいと入りやすく、身近に考えられる。キャッチフレーズを前に書いてもらえると、広報などに載った時にわかりやすい。横にイラストをつけても素敵な形になると思う。

また、双方向というのはとても大事な言葉。「つながる」という言葉があるので、利用者と行政、双方向の言葉をたくさん盛り込んでいただくと、もっと温かい気持ちになって、生活を豊かにできるんだなあと感じてもらえると思う。

委員:このバリアフリー計画は、障害をお持ちの方も含め、誰でも読書の喜びを分かち合えるためのものと理解しており、双方向という視点は確かに大事で、それをないがしろにしていると思わないが、その視点を入れ過ぎてしまうと、語弊がある言葉になるが、行政としては逃げられる。行政ではやっているが出来ない、原因は相手方にある、と、ある意味逃げられる。計画とは、行

政側あるいは本を提供する側を、ある程度しぼるもの。計画に書かれているのだからきちんとしなければ駄目だ、というような性格のものであるとすれば、あまりにもお互いの立場を、それぞれこうあるべき、という理想的な形の言葉ばかりで彩ってしまうと、ある意味危険だと思う。わかりやすい言葉にすることと、双方向の視点は大事だと思うが、最低限のことはがっちり、しっかり書き込む必要があると思う。

もう 1 点、[そろえる]という言葉は、国語辞典で引くと最初に出てくるのは、本とかいろいろな物をそろえる、ということではなく、「きれいに並べる」だと思うので、「そろえる」という言葉では、「本や資料を充実させて集める」という意図が伝わらない可能性がある。他に良い言葉が浮かばないが注意したほうが良い。

委員長：なかなか難しいが、行政がしなければならないことを分かる形にしなければいけない、ということ踏まえただうえで、双方向について考えなければならない。他に御意見があれば。

委員：基本的なレベルで、手話により表現する言葉と日本語は少し違う。やはり、わかりやすい言葉にしていただけたらと思う。

(3)重点施策について

委員：一つ質問だが、前回の自分が言った意見にも関わるが、基本方針Ⅱ[とどける]の重点施策 5「図書館等の円滑な利用のための支援の充実」の二つ目に、「県立図書館、県立視覚障害者センターとの連携による、県立学校図書館の読書環境整備のための取組推進」とある。

[とどける]に係る施策の部分なので、色々な書籍等の充実を図っていただけるとは期待している。ただ、第 2 章の「現状と課題」に、「障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要」とあり、書籍以外にも環境整備が必要なことがあると思う。例えば、発達障害の児童生徒が利用しやすいような個室ブースや、ソファ、じゅうたん敷等、そういった部分の整備もしていただくようお願いしたい。素案の中には入っていないのかもしれないが、御一考いただければ。

事務局：本だけでなく、ゆったり本を読めたり、本を選びやすい環境などの部分も含めた読書環境と考えている。

委員長：今の素案の表現だとわかりづらいか？

委員：表現にはこだわらない。「読み解く力」やコミュニケーション力をつけることが滋賀県の教育方針にもあるので、読書に親しむ子どもたちの育成は、学校の課題もしくは県の課題としてある。その中で特別支援学校の読書環境がどこまで整備されているかということ、出来ているとは

言えない状況なので、その辺りについて考えていただきたい。

委員：基本方針Ⅰの重点施策2「書籍等の製作の支援」で、「多様な主体による製作が行われるよう」とある。これは、読書バリアフリー法や国の基本計画でも言われており、とても大事なことだが、重点施策Ⅰの3番目に「県立視覚障害者センターにおける書籍等の製作」と視覚障害者センターに限定されるような書き方がされている。センターは視覚障害者を対象とした点訳・音訳図書は専門で製作しているが、LLブックや布絵本、マルチメディアデージー等、視覚障害以外の方への支援のノウハウは持っていないので、センターだけでなく、図書館や学校図書館、皆さんと一緒に製作していくことが必要だと思う。重点施策Ⅰの1番目には「県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館における・・・」と併記されており、製作に関してもセンターに限定する書き方でなく、他の障害の方にも本を作るという意味で、図書館や学校図書館も併記していただくほうがいい。

重点施策Ⅲ「書籍等の製作人材の養成」も同じ。これも「県立視覚障害者センターは」と限定的な書き方だが、県立図書館や団体が主体となって行う(人材)育成を、センターが支援するのだと思うので、ここの主語も県立図書館や学校図書館、製作する団体とする形がふさわしいのではないか。

センターではもともと読書バリアフリーの取組はしているので、まだ進んでいないところで本を作るボランティアが増えたり、製作だけに関わらず図書館全体を支援する(ボランティアを育成する)、という考えも含めると、県立施設みんなで書籍等の製作やボランティアの養成をしていく、という書き方に変えていただければと思う。

事務局：今の意見は障害福祉課としても同じ意見。他県の計画もよく見たが、いわゆる昔の点字図書館である視覚障害者センターだけでなく、県立図書館も車の両輪となってやっていくということが書かれている県もある。基本方針Ⅰの重点施策Ⅱで多様な主体による製作とあるので、重点施策Ⅰの製作が視覚障害者センターに限定されるのはおかしいと思う。現在は視覚障害者センターだけしか製作していないかもしれないけれど、将来的には多様な主体による製作が行われるということを、重点施策Ⅱともリンクする形で表記すべきと思う。

委員：視覚障害者センターだけではだめだと思う。盲ろう者は点字が読める人が少なく、全く聞けない人もたくさんいる。盲ろう者の場合、視覚障害ベースだったり、後から聞こえなくなった方だったり、先に聞こえなくて見えなくなった方だったり、いろいろおられるので、視覚障害者センターと盲ろう者友の会と、共にお互い助け合いながらやっていきたいと考えている。

委員：今の議論は、概要版を中心に進めていただいているが、資料2(素案本文)についても今聞かせていただきたい。全体を通じての話になるが、先ほども議論があったように、「等(など)」という言葉が非常に多く使われている。この「等」の中身について、少なくとも初めて出てくるとこ

ろで、定義しておいた方がいいと思う。最初に、この「等」はということかがわかれば、その後はその「等」という言葉を、法律や条例と同じような使い方をしていけばいい。

また、定義のところで一般的な言葉として使っているものと、ある程度限定的に役所的な意味で使っている言葉があると思うので整理した方がいい。例えば、学校図書館という言葉が使われているが、一般的な小学校中学校も含めた学校図書館全般を表すのか、あるいは、県が所管する学校に限定しているのかによって、市町の受け止め方も変わってくるので、そこを整理いただきたい。

素案(本文)の書きぶりや表現、用語説明の整理をした上で、この計画は県と県民との間の契約、あるいは県民との約束になるものだと思うので、ある意味、厳密な形でその言葉の定義に基づいて、「こういうことをします」「しません」ということが分かる計画にした方がいい。わかりやすい言葉が大事だというのは分かるが、あやふやな言葉のままにしておくのは若干危険という気がした。

事務局:この計画での「学校」は、県立学校を指している。ただ、研修については、公立図書館や学校図書館の司書研修など、県立学校以外の職員も対象に県で実施しているものや、市町立学校の教員も総合教育センター等で研修受講される場合もある。そういったケースも含め、もう少しわかりやすく整理したい。

委員:「重点施策 4 書籍等を提供するための連携強化」の 2 番目「県立図書館および県立視覚障害者センターは、視覚障害者等およびその支援者にサピエ図書館および国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスについて周知します」について、点字や音訳を中心に考えられている気がする。「書籍等」の中にはいろんな本があり、それらの情報も提供しなければいけない。限定的に書かれるのはどうか。

また 3 番目の「関係者が、読書を楽しめる方策について定期的に意見交換ができる場を設け、新たなネットワークを形成します」について、第 1 章の「計画の推進体制と進行管理(社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います)」にも関わって、新たなネットワークを作る、とはどのようなネットワークを作られるのか。また、計画の見直しを行う、とは、どういう場でされるのかお尋ねしたい。

委員長:今のご質問への回答の前に、先ほどの学校図書館に関する質問に対し、事務局から回答がある。

事務局:先ほど製作人材の養成のところで、県立視覚障害者センターに限らず、県立図書館や学校図書館でも製作を、というご意見があったが、現在、学校図書館における司書教諭や司書の設置状況は学校によって違う。そのため、製作人材の養成等まで取り組めるかどうかは、各学校の状況に応じて、となることをお伝えしておく。

委員長:学校図書館について、補足説明として現状を教えてください。

では、先ほどの重点施策 4「視覚障害者等、支援者、関係機関での定期的な意見交換と新たなネットワークの形成」にある「ネットワークの形成」とはということかについて、また、計画の見直しについてのご意見に戻りたい。

事務局:「ネットワークの形成」については、前回の懇話会において、支援者や当事者、行政等、様々な関係者が意見交換しながら考えていく場があるといい、という御意見をいただいたところ。そういう場を持ち、そこでの意見交換が、新たなネットワークの起点となると思っている。

例えば、今回の計画の策定を機に、県立図書館と市町立図書館による公共図書館協議会と、視覚障害者センターとのつながりも出来た。こういった形で今までにないネットワークが形成され、より良い読書環境の整備につながっていけばと考えている。

また、計画の見直しということについては、指標を設けることについて検討したいと考えている。そのような指標について、関係者の意見交換の場を持つ中で、それぞれ、毎年度指標について見直す機会が出来たらと思っている。

委員:例えば、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例では、差別解消が進んでいるかどうかを点検するため、共生社会づくり条例委員会を設けている。そういった形をお考えか。

事務局:まだ正式には決まっていないが、この読書バリアフリー計画に基づき進行管理する場を持っていきたいと思っている。

委員:基本方針 1 の「重点施策 1」の 4 つ目、書籍のテキストデータの提供について、国への要望および県内出版社への働きかけについて、前回の懇話会での意見を反映いただきありがたい。ただ、この働きかけの主体はどこになるのか。

事務局:県の計画なので、基本的に主語は全部県となる。

委員:例えば重点施策 5 の 2 つ目、「県立学校図書館は、読書環境整備のための取組を進めます」とあるが、これはそれぞれの学校が進める、ということか。

事務局:県立学校の図書館ということなので、それぞれの特別支援学校等が、図書館や視覚障害者センターと連携し、読書環境の整備の取組を進めていくことになる。取組を進めるに当たっては、県立図書館から図書への支援等が受けられると思っている。

事務局:県立図書館から特別支援学校に対しては、館所蔵の様々な書籍等を団体貸出しとして貸し出すので、学校図書館で活用いただきたい。

委員長:今のご質問は、「進めます」の主語が「学校図書館は」となっているので、県立学校図書館の整備を県が進めるのか、学校図書館自体が進めるのか、という質問だったと思う。書き方の問題かとは思いますが。

事務局:県立学校も、県の機関の一つであるので、県として進めるということになる。

委員:全体について。国の読書バリアフリー基本計画には、「関連施策の実施に当たって国は必要な財源の確保に努める」と、財源についても書いてある。滋賀県の計画にも、何らかの財源の確保についても明言してほしい。

事務局:御意見としてお伺いする。

委員長:最初の方で出た、現状や課題の把握等についてのご質問への対応についてはいかがか。

事務局:現状把握については、今回計画の策定に当たり、様々な障害をお持ちの方や団体に参画いただき、いろいろな情報をいただいたほか、こちらからも訪問し、意見をお伺いしているところ。大規模な調査を行うのは難しい部分もあるが、今日のような場でいただく御意見や、次年度以降、意見交換会等の場で様々なニーズを伺う中で、現状やニーズの把握を進めていきたい。

委員長:その他、何かご意見があれば。

委員:皆さんの資料にはフリガナが入っていないと思うが、私は、事務局にフリガナの入った資料を作ってもらい、それを見ながら参加している。資料を説明される際、「〇ページに書いてある」と説明されていたが、フリガナ入りの資料のページとは異なるので、(該当箇所を)探す間に説明が終わり、テンポがずれてしまう状態なので、資料は見ずに聞くだけにしようと思ってしまった。そうすると、多忙な中、事務局に作ってもらったフリガナ入りの資料が無駄になってしまう。この会議だけでしか使わないのにもったいないと思うし、自分もいろいろな会議に参加させてもらう中で、毎回同じことを言うのはしんどい部分がある。でもやっぱり何回も言わないといけないと思っている。

次回、このような会議では、フリガナのないページは〇ページです、フリガナのあるページは〇ページですと言ってもらえるとありがたい。毎回フリガナ入りの資料を作ってもらえることだけでも本当にありがたいが、知的障害が重い方などは、この資料では漢字が多すぎると思った。フリガナ入りの資料に毎回付箋もつけていただき分かりやすくして下さったのは本当にありがたかった。

委員長：フリガナ付き資料が別にあることは事務局から聞いていたが、ページの違いに思い至らず申し訳なかった。お聞かせいただき、本当にありがたい。

事務局：配慮が足りず申し訳ない。読書バリアフリーで、こういったことは本当に大事であり、お伝えいただきありがたい。

委員：会議が始まる直前、時間も迫ってから点字資料が届いたので、2週間前、1週間前に資料をいただけるとしっかり理解して、考えを整理することができる。早めに資料がいただけるとありがたい。この懇話会自体、とてもいいことだと思っているので、来年もこのような意見交換があれば参加させていただきたい。

委員：集まって話をする機会は今日が最後か。

事務局：懇話会という形で集まっていただく機会は最後だが、今日いただいた意見を踏まえて原案を作成するので、意見をいただければありがたい。

委員：指標については基本計画として非常に大事だと思うので、どういう指標がどういう形で示されるか、できるだけ早く教えていただき、意見等を反映いただけるとありがたい。

また、「計画の位置づけ」に記載されている関係計画等については、できれば計画の後ろにでも付記いただくか、県の関係計画等については、ホームページ等、わかりやすくアクセスできるようにしていただけるとありがたい。

言葉や用語については、図書館側、福祉側で、互いに自分にとっての当たり前が当たり前でないことがたくさんあると思う。互いに普段使っている言葉が違うので、できれば注をつけていただき、それを見れば分かるような計画にしていただけるとありがたい。

委員：福祉分野での滋賀県としての強みの部分、ちょっとカラーが薄いという実感がある。

また、こういう意見交換の場をこれから持っていこうとする新しいネットワークづくりはすごく大事。今回のメンバーでまた意見交換をしていきたいと思うし、福祉分野、特に糸賀先生たちの活動の中での福祉の特徴を考えると、基本方針は「ネットワークを活かしてつながる」ではなく、「つながり合う」という言葉に直していただきたい。

委員長：それではこれで終了としたい。最後に今後のスケジュールを事務局よりお願いしたい。

事務局：本日の御意見を参考に、計画原案を作成する。原案が出来たら、県民政策コメントを実施する予定。懇話会という形で集まっていただき、意見を伺うのは今回が最後となるが、委員の皆様へは文書等で進捗をお伝えするので、御意見等いただければありがたい。

委員長：委員の皆様、お忙しい中ありがとうございました。限られた時間につき、御意見があれば事務局までお願いしたい。それでは、進行を事務局へお返すする。

事務局：本日はお忙しい中、会議に出席いただき、貴重な意見を多数いただき感謝申し上げます。御意見を踏まえ、今後原案を作成していく。特に目指す姿や基本方針については、言葉をわかりやすく、という御意見をいただいたので検討してまいりたい。

この計画は、これまで出来ていなかった視覚障害者等の方の読書環境を整えていこうというもの。県がこの計画で、何をどのようにしていくか、目的達成のためにどうしていくかについて、しっかり考えていきたい。